

GLP 川崎Ⅱプロジェクトの環境影響評価手続きに係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、GLP 川崎Ⅱプロジェクトに係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：GLP 川崎Ⅱプロジェクト

種類：大規模建築物の新設（第2種行為）

2 指定開発行為者

名称：川崎2ロジスティック特定目的会社

代表者：取締役 北川 久芳

所在地：東京都中央区八重洲二丁目2番1号

3 公告日

令和6年7月12日（金）

4 条例環境影響評価書の写しの縦覧

（1）縦覧期間

令和6年7月12日（金）から8月13日（火）まで

（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

（2）縦覧場所及び時間

川崎区役所（3階、7月16日（火）からは12階）・田島支所（1階）・

環境局環境評価課（市役所本庁舎20階）

午前8時30分～午後5時（環境局環境影響評価課は午後5時15分まで）。

※縦覧開始日（7月12日）は、午前10時から縦覧を行います。

※上記期間中、本市ホームページに当該条例環境影響評価書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

検索

川崎市

アセス図書の公表



5 事業内容等に関する問合せ先

名称：日本GLP株式会社

住所：東京都中央区八重洲二丁目2番1号

電話：03-6897-8008

FAX：03-4363-7081

6 備考

「条例環境影響評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木
電話 044-200-2152

環境アセスメントに係るお知らせ

令和 6 年 7 月 1 2 日

川崎市環境影響評価に関する条例第 2 7 条に基づき GLP 川崎Ⅱプロジェクトに係る条例環境影響評価書（以下「条例評価書」と表記）の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号 川崎 2 ロジスティック特定目的会社 取締役 北川 久芳
	名 称	GLP 川崎Ⅱプロジェクト
	種 類	大規模建築物の新設（第 2 種行為）
	実施区域	川崎市川崎区扇町 15 番地ほか
	目 的	倉庫、事務所等を主な用途とする建築物（物流施設）の建設
	内 容	延べ面積：約 204,720 m ²
	施行期間	令和 6（2024）年度～令和 9（2027）年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和 6 年 7 月 1 2 日（金）～8 月 1 3 日（火）
	縦覧場所及び時間	■川崎区役所（3 階、7 月 1 6 日（火）からは 1 2 階） 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。土・日曜、祝日は除く。 ■川崎区役所田島支所（1 階） 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。土・日曜、祝日は除く。 ■環境局環境評価課（市役所本庁舎 20 階） 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。土・日曜、祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で縦覧開始日は、午前 1 0 時から行います。
	ホームページ	ホームページから条例評価書の閲覧ができます。  検索 川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先		川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921